

## e 秘書®得割優待ご利用規約

※特割優待適用中である開通月を初月と数えた初月 2 ヶ月間は e 秘書®パッケージコースの変更、同コース内業務時間変更は不可となります。

※e 秘書®初回情報登録料、e 秘書®パッケージコース月額業務料のうち、当優待にて割引と定める商品以外の如何なる商品も、割引対象とはなりません。

※「受信回線追加」オプション等、月額業務料を元に起算されるオプションも割引対象にはなりません。

例：e 秘書®スタンダード 2 回線対応の場合、2 回線目のオプション料金（月額料 50%相当）は有料です。「特殊システム運用」オプションも同様に有料となります。"

※特割優待適用期間経過後翌月から自動的に月額業務料は定価となります。

※3 ヶ月目以降、申告がない限り契約は継続されます。

※当優待にて割引と定めない e 秘書®パッケージコースやオプションサービスをご利用の場合、初回情報登録料含め初月 2 ヶ月分は、ご利用開始前営業日までのご入金が必要となります。

※ご利用開始前営業日までに、仮発注書のご返送が必須となります。返送確認後、e 秘書®センターへの転送先電話番号を発行いたします。

※「特割優待」適用中である開通初月 2 ヶ月間、単月での月間着信数が月間基本コール数の 1.5 倍を超過した場合、転送停止の依頼、場合により回線停止を行う場合があります。

以上